

令和 7 年 2 月 12 日（水曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和7年2月12日（水曜日）

出席議員（12名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
12 番	村 松 秀 雄 君	13 番	鈴 木 宏 通 君

欠席議員（1名）

11 番 佐 野 善 弘 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副 町	長	須 田 政 好 君
総 務 課	長	佐 野 仁 君
町 民 生 活 課	長	遠 藤 孝 光 君
課長補佐兼生活環境係長		佐々木 康 君
健 康 福 祉 課	長	渡 辺 克 也 君
健康福祉課課長補佐		日 野 とも子 君
長 寿 支 援 課	長	相 原 浩 子 君
長寿支援課課長補佐兼長寿支援係長		橋 崎 智 広 君
子 ど も 家 庭 課	長	齊 藤 眞 君
家 庭 支 援 係	長	千代窪 司 君
子 育 て 支 援 係	長	伊 藤 智 昭 君

教育委員会部局

教 育 委 員 会 教 育 長	大 友 義 孝 君
事務局長兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎 君
教 育 総 務 課 長	齋 藤 寿 君
教育総務課課長補佐	近 藤 聡 子 君
教 育 総 務 課 主 事	菅 原 真 輝 君
学校教育環境整備係長	鎌 田 拓 也 君
学校教育環境整備室主事	伊 藤 大 樹 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 博 人 君
事 務 局 次 長	佐 藤 俊 幸 君

議事日程

令和7年2月12日（水曜日） 午後1時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 美里町新中学校整備について
- 2) 物損事故に係る補償について
- 3) 学校給食費について
- 4) 老人憩いの家ことぶき荘の廃止について
- 5) 美里町こども家庭センター運営事業について
- 6) 地域型保育給付費における栄養管理加算の認定の誤りについて
- 7) 美里町空家等対策計画（案）について

第4 その他

第5 閉 会

午後１時３０分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから全員協議会を開きたいと思います。

本日は、町長からの説明及び意見を求める事項は７件でございます。

皆様にはあらかじめ５件の事項については、資料をお配りしたところではございましたけれども、残り２件につきましては、本日配付２件をさせていただきたいとしておりますので、御了承いただきたいと思います。

では、座らせていただいて進めたいと思います。

本日の全員協議会、議員１名欠席でございます。佐野議員、都合により欠席しております。

ただいまから会議を始めます。

なお、傍聴の申出がありました。これを許可しております。

まず初めに、町長から御挨拶をお願い申し上げます。

○町長（相澤清一君） 大変御苦勞さまでございます。

本日は、議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

今日は、本当に議長が今お話ししたように、７点ございますので、スムーズにこちらも説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、１点目は美里町新中学校整備について、２点目は物損事故に係る補償について、３点目は学校給食費について、４点目は老人憩いの家ことぶき荘の廃止について、５点目は美里町こども家庭センター運営事業について、６点目は地域型保育給付費における加算認定の誤りについて、７点目は美里町空家等対策計画についてでございます。

初めに、１点目の美里町新中学校整備について御説明申し上げます。

新中学校の整備につきましては、本年４月の開校に向けて予定どおり建設工事が進んでおります。

本日は、建設工事の進捗状況、美里町新中学校開校準備委員会の協議状況、新中学校開校に向けた今後の予定及び美里中学校を中心とした生涯を通して学び楽しむまちづくりプロジェクトについて、その内容を御説明申し上げるものであります。

詳細につきましては、後ほど教育委員会事務局長から御説明申し上げます。

次に、２点目の物損事故に係る補償についての御説明申し上げます。

令和６年９月４日、南郷中学校業務員が校庭の除草作業中に、刈払機の刃に当たった石が、

校庭東側通路に駐車していた自動車の左側、左側面後方のサイドガラスを破損させる物損事故が発生いたしました。

本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど教育委員会教育総務課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の学校給食費について御説明申し上げます。

学校給食法においては、学校給食に係る食材費は、保護者が負担することとされております。近年の物価高騰により、食材費の値上げが続くことから、令和3年度に改定した現行の学校給食費の額を再び値上げしなければならないと考えております。

本日は、その内容について御説明申し上げます。

なお、幼稚園、小学校、中学校の各給食費については、それぞれ値上げの改定を行いますが、保護者の負担を軽減するため、値上げする額については、当面の間、町で助成することとし、保護者には新たな負担を求めないことといたします。

詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。

次に、4点目の老人憩いの家ことぶき荘の廃止について御説明申し上げます。

老人憩いの家ことぶき荘は、築年数が50年になろうとしております。近年における利用実績がなく、施設の老朽化も進んでいる状況となっております。

そのため、老人憩いの家ことぶき荘を廃止することとしたいことから、本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど長寿支援課長から御説明申し上げます。

次に、5点目の美里町こども家庭センター運営事業について御説明申し上げます。

これまで美里町母子健康包括支援センターと美里町子ども家庭総合支援拠点で有してきた母子保健機能と児童福祉機能を引き継ぎ、令和7年4月から美里町こども家庭センターとして、全ての妊産婦、子育て家庭、子供に対して、一体的な相談支援を行いたいと考えております。

本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。

次に、6点目の地域型保育給付費における加算認定の誤りについて御説明申し上げます。

保育施設に給付している地域型保育給付費について、小規模保育事業施設こすずめ園の栄養管理加算の認定を誤り、令和2年から過少に給付していたことが判明いたしました。

本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。

最後に、7点目の美里町空き家等対策計画について御説明申し上げます。

年々増加している空き家に関する対策につきまして、空き家等の活用を図る一方、総合的かつ計画的に進めるため、新たに美里町空き家等対策計画を策定することといたしました。

詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

早速、説明及び意見を求める事項、そして1）美里町新中学校整備について入ります。

それでは総務課長、説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。本日はよろしくお願いいたします。

最初に、大友教育長でございます。

○教育長（大友義孝君） どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長、佐藤功太郎でございます。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、教育総務課長、齋藤 寿でございます。

○教育総務課長（齋藤 寿君） 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 学校教育環境整備係長、鎌田拓也でございます。

○学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 鎌田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 学校教育環境整備室主事の伊藤大樹でございます。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 皆様大変お疲れさまでございます。

本日は、このような説明をする場を設けていただきまして誠にありがとうございます。

まず、説明に入る前に、今日御説明する内容でございますが、まずは建設等に関わる部分ということで、美里町新中学校整備等事業についてというところと、あとは2つ目に、美里町新中学校開校準備委員会の御説明というところ、あとは今後のスケジュールについてというところ

ろ、そして、最後の4つ目でございますが、2月の10日に総合教育会議のほうでこの件につきまして調整をしてございまして、本日その資料を追加で配付をさせていただいて御説明をさせていただきたいと考えておるんですが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 資料の配付をこれからしたいと思いますが、これに御異議ありませんね。（「はい」の声あり）

では、配付をお願いいたします。

皆さん、配付漏れはありませんか。（「はい」の声あり）

なしと認めます。それでは、早速説明のほどをお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは、まず大きな1つ目、美里町新中学校整備等事業につきまして、鎌田係長のほうから説明をさせていただきたいと思っています。

○学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 私のほうから説明のほうをさせていただきます。

大きな1点目、美里町新中学校整備等事業について御説明申し上げます。

（1）設計業務について、建設工事業務に関する基本設計及び実施設計は完了しております。

次に、（2）建設工事業務について、予定どおり進んでおり、進捗率は全体の約97.5%となっております。

現在、各種検査等を実施しており、今後手直し、調整等を行った上で、今月28日に町へ施設の受渡しが行われる予定です。

また、引渡し以降に購入備品の搬入や既存中学校からの引っ越し作業、内覧会の開催等を予定しております。

次に、2ページ目になりますが、（3）維持管理業務について、引渡日の今月28日以降に維持管理業務が開始される予定となっております。

続いて、（4）提案業務について、既存中学校の跡地利活用に関する支援を行っております。また、事業者による自主提案業務を行う予定としております。

次に、（5）美里町立美里中学校の所在地等については、こちらの記載したとおりとなっております。

なお、メールアドレスについては、今後設定する予定としております。

以上、大きな1点目についての説明とさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 続きまして、大きな2番目、

美里町新中学校開校準備委員会につきまして、担当の伊藤より説明をさせていただきたいと思
います。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤さん、お願いします。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） それでは、美里町新中学校開校準備委員会について
説明させていただきます。

資料のほうに基づきまして、説明させていただきたいと思います。

開校準備会に関して、これまでの協議した内容の部分に、まず代表者会、（１）代表者会と
いたしまして、１つ目、校名についてというところになります。

校名につきましては、公募を行いましてその中から美里町立美里中学校、漢字の美里という
ところを選定をしているという状況になっておりまして、こちらも既に協議済みというところ
になっております。

次に、３ページ目のほうに移りまして、校章についてというところになります。

こちらのほうが、公募のほうを行いまして、234件の応募作品がございました。

その中から校章のほうを選定いたしまして、そちらのほうは別紙１のほうに資料としてお配
りをさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

次に、校歌についてです。

校歌につきましては、町内に在住の館内浩二さんに作詞、それから作曲は館内聖美さんのほ
うに依頼しまして、作成をいただいております。

こちらのほう資料のほうに、Y o u T u b e のほうのQ Rコードを記載しておりますので、
そちらを読み込んでいただければ御視聴できるようになっておりますので、御確認いただけれ
ばと思います。

次に、（２）として総務検討部会というところになりまして、こちらについてはこれまで５
点ほど協議をしております、制服について、それから体育着、運動着、通学かばんについて
選定をしております。

こちらのほうは、別紙の３のほうに資料としてお配りしておりますので、御確認をいただ
ければと思います。

次に、⑤として給食着について、こちらのほうの取扱いは今と同じく学校のほうで管理を
して、給食着を取り扱うということとしているところでございます。

次に、（３）P T A ・通学検討部会についてです。

こちらにつきましては、通学方法、それからスクールバスのルート、あとはP T Aについて

協議をさせていただいております、通学方法につきましては、美里中学校から通学距離がおおむね4キロ未満の生徒は基本的に徒歩、自転車としまして、おおむね4キロを超える生徒から自転車、スクールバス、電車から選択をできるようにということで、設定をしております。

それから、スクールバスのルートについては、美里中学校からおおむね4キロメートルを超える位置からバス停を設置しております、ルートを作成しております。

そちらについては、別紙4のほうに資料としてお配りしておりますので、御確認いただければと思います。

最後に、学校運営・教育課程検討部会につきましては、これまで部活動について、それから教育目標について協議をさせていただいております。

部活動については、資料のほうに記載の部活動を美里中学校のほうでは設定をするということで協議をしておりました。

それから、教育目標につきましては現段階でまだ調整中でございますが、最終的なところで調整を行っているというような状況となっております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは、大きな3点目でございます。

新中学校開校に向けた今後の予定ということで、表でお示しをさせていただいております。内容につきましては御覧いただいたというふうに考えておりますので、一応このような形で今後進めていくということになってございますので、どうぞよろしくお願いしたいというところでございます。

続きまして、最後でございます。美里中学校を中心とした生涯を通して学び楽しむまちづくりプロジェクトということでございます。

これにつきましては、令和6年2月の全員協議会で、新中学校の学校教育の充実と住民の生涯学習の充実についてということで、御説明をさせていただきまして、現時点で進め方を総合教育会議で町長と教育委員会で確認をしたというところでございます。

それが、2月の10日に行ったもので、その資料を本日、当日配付ということで配付をさせていただいているところでございます。

それで、内容といたしましては、新中学校につきましては、地域とともにある学校ということで、住民の方々にも新中学校を支援していただいて、そして自ら生涯学習活動、そういう部

分も学校を拠点にやっていただきたいというようなところから、新中学校に地域学校連携室を設けまして、そこを中心として、学校の支援、住民の生涯学習活動の推進、こういう部分をしっかりとやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

まず、この取組につきましては、実際あまり事例もないというところもございますが、今後、地域連携室を中心に、しっかりと取り組みながら、方向性をしっかりと定めながらやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

まず学校の教員の手を大きく煩わせるとか、そういう形で進めるということにはできないので、町の職員を配置をしながら進めてまいると。

それで、まず文化、スポーツにつきましては、町長部局でやっているということもございしますので、配置する職員につきましては、まず社会教育につきましては、教育委員会の管轄ということになっておりますので、まず教育委員会の部分、あと生涯学習となりますと、町長部局の担当ということになりますので、やはりそこをしっかりと連携をさせて進めてまいりたいと。

そして、そこを拠点として、各コミュニティセンター等々もございしますし、地域の活動等々ございしますので、そこに配置される職員を中心に、今後様々な取組を行えばということで、まずはできることから手をつけながら、まずは学校の支援、あとは住民の活動というところで、その輪が広がっていったって、学校が町内唯一の中学校ということになりますので、大人から子供までが、学べる、学び合えるような環境にできないかなというようなところで、教育委員会と町長でお話をいただいて、令和7年度から本格的に着手してまいりたいというところでございます。

内容につきましては、これからということになると思いますが、今後しっかりと連携しながら進めてまいればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいというところでございます。

資料につきましては、本当に当日配付で恐縮なのですが、内容につきましては御覧いただいて、確認いただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

では、1)の新中学校整備についていろいろ御説明ございました。本配付の資料についても説明がありましたが、皆さんにいろいろ御意見、質問等がありましたら、柳田政喜議員。

○5番（柳田政喜君） お疲れさまでございます。

1点私のほうから確認したいのが、こちらの4ページのほうにございます（3）ですね、通

学部検討部会のほうの通学方法について、スクールバスルートについてというところなんですけれども、まず通学方法についてのほうで、4キロ未満のほうが徒歩・自転車、それで4キロを超える生徒については自転車・スクールバス・電車ということですが、未満のほうは自転車の使用をどのような形で区切るのかがちょっと分からなかったものですから。

自転車が何か両方にまたがっているんで、どのような形で自転車を許可するのか、その辺がちょっと1点知りたいなと思いました。

それと、あともう1点ずついいですか。

○議長（鈴木宏通君） 1つずついきましょう。

○5番（柳田政喜君） じゃあ、まず1点それをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 鎌田係長。

○学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 通学方法の自転車の取扱いにつきましては、4キロを希望される方でも自転車で通いたいという方に対しては、それを許可するというような形で考えておりまして、基本的にヘルメットの着用と、あと保険のほうの加入をお願いしているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） じゃあ幾ら近くても4キロ未満であれば、誰でも自転車で登録すれば通学できるということでしょうか。

○学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） その際、前々からいろいろ話になっていたんですけども、駅の正面玄関方面というんですかね、西側のほうですね、そちらの方々というのは、自宅から自転車に来て、自由通路を渡るために駅のほうに自転車を置いていくとかといろいろ複雑な行程、許可の仕方になると思うんですけども、その辺についてはしっかり検討してあるんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 鎌田係長。

○学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 駅を挟む場合、駅の駐輪場のほうに止めていただくことは可能でして、その際は防災管財課のほうの登録が必要にはなるんですが、そちらで登録していただいて利用していただくということで、可能となっております。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） その際、やはりどうしても駅の北側ですかね、北側に細い踏切ありますよね。急いでいると、自転車で行っちゃえとかとなることもあると思うんですよ。危険な踏切

ですよね。その辺とかの危険性もあるんで、しっかりとその辺はルールを決めた上で運用して
いていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、バス停のほうなんですけれども、スクールバスのルートについて、こちらのほう
なんですけれども、ルートのほう見させてもらいました。

大分バス停自体が制限されているのかなあという感想です、率直なところ。既に一部の父兄
の方からは、うちの地区はあそこバス停だと、かえってバスの出入りが危険だなという話があ
ったり、そっちよりはどうせ通るルート上に、小学校の送迎バスが来ている場所があつて、そ
っちのほうが安全だよ、それでそっちのほうが生徒数も多いですよという話を既にいただい
ているんです。

ですから、バスルートを設定して、バス停を設置する際に、父兄との話合い、ちゃんとされ
たのかな。地域の意見を取り入れることができたのかなということがちょっと疑問に思ったん
ですけれども、その辺はどのように行われましたでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤さん。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） バス停の設置に関しては、事前に保護者さんのほう
にアンケート調査というのをさせていただいた上で、基本的にコミュニティセンターとかそう
いう停留所として安全なところがあれば、そういったところを設定させてもらってはいるんで
すけれども、どうしてもそういったところがない場合は、町民バスのバス停というところで設
定をさせてもらっているというところになっております。

○議長（鈴木宏通君） 柳田さん、柳田議員。

○5番（柳田政喜君） どっちでも構いません。

住民バスのバス停のほうが安全な場所とかもあると思うんですよね。実際今回設定したとこ
ろでも、どうしてもカーブの近くで、出入りがもともと自分たちでも気をつけなきゃないう
な場所をバス停として設定されましたというところが実際聞いたところなんですよ。

その辺を一応これでいいですかという説明会は、父兄に対してされたみたいですが、
その際多分意見いろいろ来ていると思うんですね。その辺を受けて、再度その辺ちょっと考慮
する必要があるのかなと、私は個人的に思ったんですけれども、教育委員会のほうでどのよう
に考えていますでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

まず、これまでも確認をしながらはしてきているんですが、どうしてもやっぱり近くになっ

て、いろいろ考えることも細かく考えていった場合に、いろんな意見が出てくるということでございますので、その辺はしっかりと受け止めながら、しっかりと調整をしていくというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 1点お聞きしたいんですが、4ページの（4）の部活の内容について、バドミントンですね、これまでこの辺ではちょっと聞き慣れない部なんですが、入れた理由とありますか、それ1点と総合文化部、これはどういったものかお聞かせください。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤さん。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） バドミントン部についてですが、バドミントン部のほうは、こちらのほうも事前に生徒さん、あとそれから開校時に在籍する児童の方を対象にアンケート調査しまして、何部がいいですか、そういった希望調査をさせてもらった上で、バドミントンというところの希望をする方が多数いたというところで、設定をさせてもらったというところになっております。

それから、総合文化部に関しては、これまで美術部というところの部活と、あとは小牛田中学校にハンドメイド部というような部活があったんですけども、そちらのほうクラブ活動とかで部活動の登録が必要で、美術部に登録しているというような方も実態としてはいたというところもありましたので、そちらのほうを合体させて総合文化部というような扱いとしていくところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） バドミントン部について希望調査の上、多かったからということなんでしょうけれども、バドミントン部というのは珍しいんですよ。多分、すぐ県大会のほうに行くんじゃないかと思うんですけども、この辺多分ないんでね。塩竈とか仙台のほうは結構盛んにやっていますけれどもね。

それはさておいて、総合文化部のほうですね、今ハンドメイドとちょっと聞いたんですが、もっと詳しく教えていただけますか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤さん。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） ハンドメイドの主に活動内容は、手芸のもので部活として、何でしょうかね、縫い物とかそういったものをするというところは聞いて、伺っているところではございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。山岸三男議員。

○4番（山岸三男君） 山岸です。関連で今鈴木議員が言われた総合文化部の中の、たしか何年か前に、文部科学省で中学校に剣道、柔道、ダンス、この3つの選択ということがあったんですけれども、この総合文化部にはダンス部というのも入っているのか、入っていないのか、その辺ちょっと確認ですけれども、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤さん。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） ダンスというところ、活動内容は一応含んでいないということで、こちらに関しては基本的に文化部の活動内容というところになっていますので、ダンス部となると、恐らく運動部活動という種類にはなるかなと思いますので、その部分の内容は、こちらに含んでいないということで伺っております。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 分かりました。

もう1点、それで今の分かりました。スクールバスルート、スクールバスのルートは一応これで確定されただろうと思いますが、ただ、4キロ以内の自転車・徒歩の通学する子供たちの通学路というのは、今回は指定とかそれはないのかどうか、教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 鎌田係長。

○学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 通学路につきまして、昨年の保護者説明会のほうで幹線道路についてはこちらのほうで示させていただいたんですが、細かい通学路になってきますと、学校のほうに申請していただいて、学校長のほうで決定していただくような形になりますので、改めて申請していただくことになるかと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 今の説明だと、学校のほうに一定の決めていただくみたいな話でよろしいですね。ということは、新中学校も、3つなくなって新中学校になるわけですね。新中学校、もう発足目の前です。目の前に始まる時点で、新中学校に徒歩、自転車の4キロ以内の通学路を決めていただくということでよろしいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 鎌田係長。

○学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 4キロ以上につきましては、今通学希望調査のほう取らせていただいております、そちらのほうで調整の上、各御家庭には通知させていただきたいというふうに考えております。

通学方法ですね、バスを利用するのか、鉄道なのか、自転車なのかどうなのかというところで。（「聞こえない」の声あり）すみません、もう一度。（「もう少し声大きくして、聞き取

れない」の声あり)

4キロ以上につきましては、現在今通学希望調査を取らせていただいておりますので、そちらの結果を基に、通知のほうを改めて各御家庭に通知させていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） これから決めるような話なんですよ。私、具体的に住民の方からちょっと疑問視されている部分で、下小牛田の方々は、要するに日本高圧のあの近辺の方々は、谷地中を通ると言って、涌谷と小牛田の境の道路、あと涌谷の三十軒、九軒の道路を通って行けば最短距離で行けるんだよね、だけれども、何か話を聞くと、そこでなく別な道路みたいな話を住民の方からちょっと話されたんで、私も今の段階でまだ通学路が確定されていないようなので、私も分からないので、ちょっと私も確認しておくねという話をしていたんですけども、もう今2月ですから、4月からもう始まるんでね、その辺も一応。

何でかという、通学路を、指定した通学路を通学しないで、変な道路だとか近道だなといったときに、万が一事故があったときに、指定した通学路をきちんと通りなさいよということを決めてあれば、事故あったときとか、何か搜索したりなんざりするときは、一定の搜索とかそういう部分、万が一の話ですけども、そういうことも考えられるので、4キロ以上が自転車とかあるいはスクールバスで一定の安全確保できると思うんですよ。

問題が徒歩です。徒歩とあと自転車で一定の通学路はやっぱり定めていないと、ちょっと将来的にいろんな問題起きないようにするためにも、自転車、徒歩の通学路の指定は必要だと思うんです。その辺を万全を期してもらえばいいと思いますけれどもね。

○議長（鈴木宏通君） 要望といいますか。鎌田係長。

○学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 今お話しのありました涌谷のほうの三十軒の踏切のほうの通学路につきましては、街灯がないことと、あと歩道がないといったところがありましたので、こちらのほうで幹線といたしまして、108号線を通っていただいて、そこから小牛田南郷線道路、こちらのほうは防犯灯を設置する予定としておりますので、そちらを通して歩道のあるところを通して通学いただきいたいということで説明のほうはさせていただいていたところでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。なければ、ちょっと……、平吹俊雄君。

○2番（平吹俊雄君） 2点ほど、議場でちょっと聞かれないもんですから。

まず1点目は、校章なんですけれども、どういう意味あるのか、ちょっとその辺お聞かせ願

いたいと思います。

それから、校歌ですね。館内さん御夫婦に作成いただいたんですが、これ料金、何ぼだったんだか。謝礼だったのかその辺ちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木宏通君） 料金は10万円払ったというのは決まった。ほいつはいがすぺわ。（「ああ、いがす」の声あり）では、校章の意味だけ、伊藤さん。今の作詞作曲に関しては、以前の議会の中で10万円お支払いしたという解釈でよろしいですね。（「はい」の声あり）そこはいい。最初の校章の意味だけ。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 別紙1のほうに、今日お配りした校章のほうなんですけれども、これ平仮名のみを、上下で、どちらからもみになるようにということで、それが丸く示されているというようなところ、それからあと真ん中の中というところは、中学校の中なんですけれども、それで美里中学校を表しているというところで、あとはこの色の部分なんですけれども、今外側から濃い色、中に行くほどちょっと薄い黄緑みたいな色になっているんですけれども、こちらは3年間の成長を表して、徐々に黄金色に近づくというようなところでこのようなデザインになっているというところになっております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかに。

以上で、まず終わりますが、ちょっとバスのルートに関して私からちょっとね、お聞きしたいこと、ルート、小牛田地域のありますよね。

その中に、上平針部落館、この部落という言葉はそのとおり正解なのかどうか。

あと、谷地部落生活センターとありますが、ここは谷地集落センターなんです、部落という言葉がどういうふうに御判断するかというところと、正確な名称なのかをちょっと確認していただきたいなということです。

以上です。

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、以上で1) 番の新中学校整備についてを終わりにしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、以上ということで説明員の方、大変御苦労さまでした。

それでは、引き続き2) 物損事故に係る補償についてに入ります。

総務課長、説明員の紹介をお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 職員の入替えがございましたので、入替えになった職員のほうを御説明申し上げたいと思います。

最初に教育委員会課長補佐の近藤聡子でございます。

○教育委員会課長補佐（近藤聡子君） 近藤です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、教育委員会主事の菅原真輝でございます。

○議会事務局長（伊藤博人君） すみません、説明員事前にお話あったのが、2件目につきましては、教育総務課長と、あと近藤課長補佐お二人ということで、こちらのほう手続されています。

○議長（鈴木宏通君） 以上ね。それでは、説明をお願いいたします。齋藤総務課長。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） それでは、物損事故に係る補償について御説明をさせていただきます。

1 経緯、令和6年9月4日、南郷中学校の業務員、会計年度任用職員が、校庭の除草作業をした際に、刈払機の刃に当たった石が校庭東側通路に駐車していた自動車の左側、左側面後方のサイドガラスを破損させました。

町では、被害車両の所有者に修繕していただくようお願いをし、その後令和7年1月28日に修繕が完了したとの連絡がございました。

2 今後の対応、今回の物損事故は、南郷中学校業務員の除草作業中に発生した飛び石による物損事故であることから、破損車両のサイドガラス修繕費及び代車費用、総額43万7,118円については、町が補償する予定であります。

3 番に事故現場の図面、そして4番として、裏面になりますが、事故現場の状況の写真のほうを載せさせていただいてございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいまの説明をいただきまして、皆さんから御意見、質問等ありませんか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） この文書に町が補償する予定でありますとありますけれども、これ事故が6年、去年の9月4日で、今年の1月28日に修繕が完了したという連絡がありました。ということは、まだ補償は終了していないということよろしいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 近藤さん。

○教育委員会課長補佐（近藤聡子君） まだ終了しておりません。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 結構月日がたっているんだけど、なぜまだ完了されないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 近藤さん。

○教育委員会課長補佐（近藤聡子君） 破損した車両が、平成元年式の大型４輪駆動車で、ガラスが破損したんですけれども、そのガラスが今製造されていないということで、中古の品を探していただいて、探していました。それで時間がかかってしまいました。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。山岸議員。

○４番（山岸三男君） ですから、令和７年１月28日です、今２月入りました。もう今月中には、直接の支払いは済むということでよろしいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 齋藤総務課長。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） このような形で事故起きまして、修繕にも、今補佐が説明したように時間を頂戴している状況でございますが、まだ所有者との和解というか、までいっておりませんので、それを経て、あとはその部分について示談をするというような形で進めてまいるところでございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかに。柳田議員。

○５番（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。

まず、飛んだ石なんですけれども、結構でかいですよ。だから、何を、草刈り作業中에서도どういう機械で。例えば普通の丸刃の機械であれば、こんな複数飛ぶわけないですし、そのとき草刈作業は何人で行っていて、それでこのガラスが割れていますよというのは、作業員が見つけたのか、相手方から訴えられたのかどっちなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 要は、刈払機が例えばああいう大型の機械とか、どういうのでしたかという聞きようだと思うんですが。近藤補佐。

○教育委員会課長補佐（近藤聡子君） 草刈機は、手押し式の草刈機で作業をしていました。

相手方のほうから、ガラスが割れているというところで初めて分かりました。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○５番（柳田政喜君） 昨年度も中埜小、北浦だね、北浦小学校で普通の草刈機で学校の職員の車の窓ガラスを割ったとかという話があったばかりなんです。

それで、私言いたいのは手押し式のものが、こんなでかい石を飛ばすとかちょっと考えなきゃ駄目じゃないですか。これだって車のガラスだったからよかったとは言えないですよ。人だったら、この大きさ飛んでいったら大変なことなんです。その辺どのような体制で草刈作業を行っていたのか、回答の上、今後の対応をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 齋藤総務課長。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） お答えいたします。

作業については、業務員 1 人で行っておりました。それで、昨年度も同様の車両のガラスを破損するという事故が令和 5 年度にもございました。

今後の対応といたしましては、草刈作業をする場合には、当然周りを十分確認し、近くに車両等があるような場合にはそれを動かす、もしくは、なかなか業務員 1 人ですので、ガードフェンス的なネットなどを設置するというのは難しい状況にございますので、周りの状況で破損のおそれがあるようなものがある場合には、そちらを移動させた上での作業をしていくような形で指導してまいります。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかに。ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、2）物損事故に係る補償につきましての説明は、以上とさせていただきます。

では次に、給食費についてで、説明員また代わるのかな。お願いします。

続きまして、3）学校給食費についてに移りたいと思います。

それでは、総務課長、説明員お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 入れ替わりの職員でございます。教育委員会教育総務課主事の菅原真輝でございます。

○教育委員会教育総務課主事（菅原真輝君） 菅原と申します。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） では、早速説明をお願いいたします。齋藤総務課長。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） それでは、学校給食費につきまして御説明を申し上げます。

1 経過、学校給食法の規定では、学校給食の食材費は保護者が給食費として負担することとされております。

よりまして、食材費が値上がりまたは値下がりすれば、保護者が負担する給食費も原則的に値上げまたは値下げしなければなりません。

本町でも令和 4 年までは、この学校給食法の規定に準じて各小中学校等に学校給食を提供してきましたが、令和 5 年度から食材価格の値上がりが著しく、保護者が負担する給食費では、食材費を賄うことができなくなっております。

学校給食法の規定に従うことといたしますと、食材価格の値上がりに合わせて、給食費を改定、値上げするべきところでありました。しかし、食品をはじめとするもろもろの消費者物価が高騰する中で、保護者に対して一層の負担を求めないように、給食費を据え置き、不足する食材費については町の一般会計の歳出で独自に補填、負担してまいりました。

表の単価ですが、こちらの表を御覧いただきまして、給食1食当たりの単価となっております。

保護者が負担する①の学校給食費に対し、②の食材費につきましては食材費の値上がりを受けたことにより、この金額も増額が必要となっております。その差額であります不足する食材費の分を、令和5年度は34円、令和6年度は40円、町が負担をしているところでございます。

続きまして、裏面を御覧いただきたいと思います。

2今後の対応につきましては、(1)の学校給食費の改定と(2)の保護者の負担軽減対策を行ってまいりたいと考えているところでございます。

(1)の学校給食費の改定につきましては、物価高騰は今後も続くものと思われ、令和7年度の1食当たりの食材費については、令和6年度の40円の増額にさらに20円の増額、合計しますと60円の増額が必要と見込んでございます。

こうした相次ぐ物価高騰から、現行の給食費と食材費との乖離差額が大きくなっております。学校給食法の規定に準ずるために、令和7年度に給食費を改定しなければならないと考えているところでございます。

次に、(2)保護者の負担軽減対策ですが、昨今の消費者物価の高騰が続く中で、保護者に新たな負担を求めることは難しいことから、保護者負担の軽減を目的に、当面の間は値上げ分1食当たり60円を町から保護者に助成することとして、保護者に求める給食費の負担については、これまでどおりといたしたいと考えてございます。

ただし、保護者以外の教職員等については、町からの助成はなく、改定後の給食費の負担を求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君）　ありがとうございます。

ただいまの説明をいただきまして、皆様のほうから御意見または質疑等、何かありませんか。
柳田政喜議員。

○5番（柳田政喜君）　御苦労さまでございます。

給食費に関しては、常任委員会のほうでも前に提言させてもらったりいろいろしていたんで、ちょっと込み入ったことになっちゃいますけれども、お聞きします。

まず、入院している子供の食事の給食と同等であるということで、子ども医療費から除外されております。その点についてですね。

それと、町内の学校以外の幼稚園、小中学校に通っている子供たちもおります。そういった

子供たち、入院中の食事と各町外の学校に行っている子供たちとの整合性をどのような形で取っていくというふうに考えているのでしょうか。もし取っていないんだったら今後考えていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今御指摘ありました町外の学校に通っている中学生の食事に対して、あるいは入院されている方が病院で食べる昼食の食事代に対して、それについては町としては全く補填してございません、対応してございません。

でございますので、今後、今国のほうで学校給食の無償化をいろいろと議論しておりますが、その議論も含めながら、町としての対応を考えていきたいとそうように考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 町のほうで60円を保護者に助成するということでの説明でしたが、これによって、町の今までもそれなりの負担をし、さらに今度60円を負担するということなんですけれども、町のいわゆる給食費の助成で総額的にどのくらいの金額になるものか、それだけちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 齋藤総務課長。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） 現在調整している金額といたしましては、令和7年度1年間の賄い材料費として、町が負担を考えている金額は2,460万円ほどになってございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかに。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 単純な質問なんですけど、まずこの値上げの60円というのはどの点を想定しているかということと、もう一つが両括弧の保護者の負担軽減対策の部分で、当面の間は値上げ分を保護者に助成すると、当面の間というところはどういうふうに理解をすればいいのかな。

○議長（鈴木宏通君） 2点ね。60円の根拠、あとは当面という期間。齋藤総務課長。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） お答えいたします。

まず60円の増額の根拠というか、中身でございます。まず、今年度40円の負担を町のほうでして、保護者の軽減負担を図っておりますが、この金額でおおむね栄養価100%ぐらいいけておりますので、ただ、来年度、今お分かりのとおり米の価格がすごく上がっているというその影響で、米飯の部分でおおむね10円ほど負担が1食当たり増すだろうというようなことでございます。

そのほかに、今後の物価の上昇については、どうしても読み切れないところがございます。ですので、その辺の部分も加味しながら、ただ、すぐに物価が下がる、食材費が下がるということも難しい状況であることから、プラスおおむね10円を足しまして20円、40円に20円を足して60円が必要であろうと見込んでおります。

こちらにつきましては、栄養教諭、それから町の栄養士でつくっております栄養士会のほうでも相談しまして、どれぐらいの金額であれば十分な質、量ともの給食が出せるかを調整をした結果、60円という金額を定めた、見込んだところでございます。（「当面」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 先ほど教育総務課長からお話がありましたように、約2,000万円以上の金額を一般会計で補填していくということになります。

それによって、皆さんに給食費を負担していただいている保護者の急激な負担増を避けていきたいという考えです。しかし、今もろもろの各物価が高騰してございますので、これがだんだん落ち着いてきて、皆さんの生活に対する圧迫感、それらがかなり軽減されてきた頃を見計るというのが1つと、それから今国会で議論しております給食費の国の負担、それらの動向を見ながら、この当面の期間、当面の間というのを見計らっていききたいと、そのように考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 令和5年度から令和6年度については、上げ幅が6円だよね。34から40、それが今年度一気に60円だと、20円上がるわけだ。だから、そんなに急激に物価上昇しているのかどうかだね。その辺の見込みなんだよ、ちょっと。

○議長（鈴木宏通君） 齋藤総務課長。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） 今御指摘どおり急に20円という部分の内訳なんです、先ほども申し上げましたとおり、米の、米飯の関係が10円上がるというのは、県内の各市町村の学校給食、県及びJAの中央会と連携しながらやっている中で、毎年12月にその会議を行って、翌年度の金額を定めているところです。

その金額の中で、約10円ほどの金額が上がるということが示されてございますので、今後落ち着けばもしかすると、これがもう少し下がるかもしれませんが、現時点では来年度の4月から7月までの部分で、現在より10円ほど上がるということと、あと今後の動向が見込めない部分で先ほど言ったようにプラスしまして、20円という部分を町で負担するということで考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 今米が大分上がっているということだけれども、今度は政府米を放出するとなると、備蓄米をね、とした場合には、そういうことにはならないと思うんだけどね。だから、要は60円は見込みなんでしょう。だから、どっちにしろこれは町が全部その部分を負担するというんだったらばいいんだけどね。だから、それは当面の間ということは、上がろうが下がろうが、町が負担しますという解釈でいいですか。確認です。

○議長（鈴木宏通君） 齋藤総務課長。

○教育委員会教育総務課長（齋藤 寿君） 今おっしゃられたとおり、町が上昇部分ですかね、要は保護者から、保護者負担を上げず、それ以上にかかる分については、町で負担していくという考えでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

では、3）学校給食費についてを終了させていただきます。

ちょっと説明員も替わるよね。暫時休憩します。

5分でいいですか。（「はい」の声あり）再開35分にします。

午後2時30分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは再開いたします。

続きまして、説明及び意見を求める事項の4）老人憩いの家ことぶき荘の廃止についてを議題といたします。

説明員、紹介をお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介させていただきます。

長寿支援課課長の相原浩子でございます。

○長寿支援課長（相原浩子君） 相原です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 長寿支援課課長補佐兼長寿支援係長の橋崎智広でございます。

○長寿支援課課長補佐兼長寿支援係長（橋崎智広君） 橋崎です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。それでは、説明をお願いいたします。相原課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） お疲れさまでございます。

それでは、老人憩いの家ことぶき荘の廃止につきまして御説明申し上げます。

老人憩いの家ことぶき荘は、昭和50年度に建築され、高齢者の健康づくりなどの活動の場所として管理してまいりました。

しかし、令和2年度以降、利用実績がない状態で経過しており、今年度も現在のところ実績はなく、また、施設の老朽化が進んでいる状況です。

これらを踏まえ、老人憩いの家ことぶき荘の施設管理について検討してまいりましたが、今年度末で廃止をしたいと考えております。

この内容の詳細につきまして、担当の課長補佐の橋崎から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） では、続いて橋崎補佐、お願いします。

○長寿支援課課長補佐兼長寿支援係長（橋崎智広君） では、私のほうから老人憩い家ことぶき荘の廃止について御説明させていただきます。

本日、資料のほうで、このA4の1枚物になりますけれども、こちらのほうを中心に御説明させていただきます。

まず、大きな1番目、廃止に至る経過ということで、先ほども課長のほうから説明のほうがございましたが、改めて確認させていただきます。

老人憩いの家ことぶき荘は、美里町老人福祉施設条例において、老人福祉施設として位置づけられている施設であり、昭和50年度に建築され、築年数が50年になろうとしております。近年、利用実績がなく、施設の老朽化も進んでいる状況でございます。

このことから、老人憩いの家ことぶき荘を廃止といたしたく、今回御説明させていただきたいと思います。

2番目でございます。老人福祉施設の名称等でございます。

町内には、老人福祉施設につきまして6施設ございます。1番目の老人憩いの家中央白寿館から6番目最後の老人憩いの家ことぶき荘まで6施設ございます。それぞれ築年度記載させていただいておりますが、中央白寿館につきましては、ことぶき荘と同じく昭和50年度の建築年度と同じく、50年代が多くて、一番新しくシルバー創作館鶴寿館の昭和63年度となっております。

大きな3番目になります。老人憩いの家ことぶき荘の現状と課題、（1）令和2年度以降、利用実績がございません。（2）経年劣化及び建物内部の腐敗が進んでございます。やはり利用者がいないということで、どうしても人の手が加わらないと腐敗のほうも進んでしまいますので、ことぶき荘につきましては、現在そのような状況になっているということでございます。

4 番目になります。ことぶき荘の利用実績、令和 2 年度から令和 6 年度まで、利用日数ゼロとなっております。

大きな 5 番目になります。今後のスケジュールでございます。

令和 7 年 3 月、議会 3 月会議に美里町老人福祉施設条例の一部を改正する条例案を上程させていただきます。

令和 7 年 4 月以降、老人憩いの家ことぶき荘アスベスト含有調査のほうを実施したいと考えております。

私から説明は以上になります。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたが、皆さんのほうから御意見等ございましたらば。赤坂議員。
ごめんなさい。櫻井議員。

○8 番（櫻井功紀君） どうも御苦労さまです。

1 点だけ確認したいと思います。今後のスケジュール、アスベスト含有調査を令和 7 年の 4 月以降にやる予定でございますが、将来的にはこれ解体すると思うんですが、その解体予定計画は立ててありますか。なければいいです。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 現時点においては、まだ立ててございません。このほかに、先般条例廃止をさせていただきました南郷の児童館も一緒にございますので、そちらのほうも準備できましたらば、同時に解体をしていきたいなという考えでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかに。山岸議員。

○4 番（山岸三男君） 令和 7 年 4 月以降、アスベストの含有調査終わってから次の段階に入るんだろうという計画、今ことぶき荘は利用実績が令和 2 年度から 6 年度はゼロなんで、最終的には解体されるんだろうと思いますが、ただ、今回はことぶき荘だけの廃止で、今後のスケジュール、令和 7 年 3 月の福祉施設条例一部改正する条例を上程するとありますが、これはことぶき荘だけのことの条例改正するものなのか、あと福祉会山ノ神にあります。これも 50 年と同じですね。それらは入らないのかどうかを確認いたします。

○議長（鈴木宏通君） 相原課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回は、老人憩いの家ことぶき荘の廃止ということになりますので、こちらを形としては削

除という形で、条例のほうの改正ということにしたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） これね、今ここに老人福祉施設、今さっき言ったように中央白寿館も50年度で同じように、ことぶき荘も同じ年と、中央白寿館は今利用者がおります。ただ、同じ築年度だと、いずれ同じような、要するにあちこち傷んでくと思うんですよ。

そういうのも含めた全般の築年度考えれば、1か所だけでそういう考えでいるのではなくて、もうちょっと総合的な見方もしていかないと、そのたびに条例改正、条例改正で対応していくのかなと思うんで、その辺はどのように考えているのか。

○議長（鈴木宏通君） ほかに考えはないかという御意見ね。副町長。

○副町長（須田政好君） 御指摘いただいたとおりでございますが、今回ことぶき荘が老朽化が1つの理由でございます。

あともう一つは、かなり利用者の数も少なくなってきました、隣にある農村環境改善センターのその施設でほとんど間に合っているという状況でございます。それで、一時期コロナ終息後に議員さん御存じのとおり、商工会の南郷事業所がこちらのほう使用したいという申出もございまして、いろいろと調査をしてまいりました。そちらのほうも使用しないということが、明確に回答来ましたので、今回使う予定がないといえますか、かなり老朽化も進んでいますし、そのほかの施設で十分足りるという判断で今回廃止をしたいと、そのように考えてございます。

しかし、中央白寿館につきましては、議員さん御存じのとおり、かなり利用されている状況でございますので、今後も使用に供していきたいとそのように考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありませんか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） すみません、先にやらせて、聞かさせていただきます。

ただいま副町長から話あったとおり、こういうとき私たちは使いたくて使えなかったのか、使う必要がないから使わなかったのかということなんです。私たちは分科会で聞いて知っていますからいいんですけども。

だから、これ古くなって整備も全然なくて、中汚くて、なかなか使いづらい状況だったら使わなかったと思うと、また違う話になってくるわけですよ。使いたい人がいなくて、使う状況にないので、整備もしなくて傷んできたから今回廃止にしたいと思いますという話だったら分かるので、そういう説明したほうが一番早いのかなと思いますので、今後その辺、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。では、改めて質疑ありませんか。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 今副町長からの説明もあったけれども、商工会の南郷事業所でね、今ある施設もうかなり傷んでいるし、雨漏りしたりいろんなことがあって、それで候補場所としてはここをお願いした経緯があるんですよ。

だけれども、老朽化で駄目だから、駄目だって断られたということで諦めたようなんですけども、そういう申出があって断るとするのは、どんなもんかなと思って。

その程度がね、そして商工会の話ですと、全部傷んだところは自前でみんな直してやりますと、そういう話までされたということを聞いたのでね。それだけやるんだったら、貸してやればよかったんじゃないかと思うんだけどね。どうなんだろうね、その辺ね。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今赤坂議員からお話があった報告と、またちょっと違った形で私のほうにも、町のほうにも報告来ているのですが、実際現地を見ていただいて、これでは使えないということで、商工会のほうからは断られたということで、担当課から報告を受けています。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでしたらば、ことぶき荘の廃止について以上とさせていただきます。

では、大変御苦労さまでございました。

では、説明員の変更またお願いします。

それでは、説明員がそろいましたので始めたいと思います。

5）美里町こども家庭センター運営事業についてを議題といたします。

説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介をさせていただきます。

子ども家庭課課長の齊藤 眞でございます。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 齊藤です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく子ども家庭課家庭支援係長千代窪 司でございます。

○子ども家庭課家庭支援係長（千代窪 司君） 千代窪です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 健康福祉課課長の渡辺克也でございます。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 渡辺です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく健康福祉課課長補佐日野とも子でございます。

○健康福祉課課長補佐（日野とも子君） 日野です。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明のほどお願いします。どちらから。齊藤課長。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 改めまして子ども家庭課長の齊藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、町長より御説明ありましたが、本日全員協議会で御説明いたしますのは、こども家庭センター運営事業についてでございます。

町では、妊産婦及び乳幼児を対象に実情の把握や、妊婦、出産、子育てに関する各種相談に応じる機関として、健康福祉課内に美里町母子健康包括支援センターを、また子ども家庭課内に美里町子ども家庭総合拠点それぞれを設置して運営してまいりました。

健康福祉課と子ども家庭課は既に連携を図りながら進めているものの、両機関が行う業務は、組織が別であるために、タイムラグや必要な情報が十分に得られないなど、様々な課題が生じておりました。

このようなことから、美里町母子健康包括支援センターの母子保健部門と美里町子ども家庭総合支援拠点の児童福祉部門の両機能を引き継ぎながら、一体的な組織として途切れない支援を行えるよう、美里町こども家庭センターとして運営することといたしました。

その内容につきまして、議員皆様に御説明させていただきます。

それでは、資料の内容説明につきましては、子ども家庭課家庭支援係長の千代窪からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 千代窪係長。

○子ども家庭課家庭支援係長（千代窪 司君） 改めまして子ども家庭課家庭支援係長の千代窪です。

こども家庭センター運営事業について御説明いたします。

お手元の配付資料のほう、1のほうを御覧いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 係長、着座にて説明でいいです。

○子ども家庭課家庭支援係長（千代窪 司君） 着座にて失礼いたします。

こども家庭センターは、児童福祉法等の改正がありまして、こども家庭センター設置の努力義務とされたことから、新たに美里町こども家庭センターを運営していくものであります。

続きまして、資料2の横長の資料を御覧いただきたいと思います。

こちらは、美里町こども家庭センターのセンター機能としてのイメージ図となります。

資料の左側の図にありますように、これまでは、母子健康包括支援センターで母子保健機能を、子ども家庭総合支援拠点で児童福祉機能を、それぞれの専門分野を生かし、連携を図り、

支援を必要とする対象者に支援を行ってまいりました。

資料の右側の図にありますように、今回美里町こども家庭センターは、これまでの両機能を引き継ぎ、生かしながら、全ての妊産婦、子育て家庭、子供に対して一体化した組織として、妊娠期から子育て期における家庭の支援を充実させていくことを目的としています。

右側の図ですが、健康福祉課と子ども家庭課は現在のとりの業務を行っていくこととなります。

中央にございますセンター長と統括支援員ですが、こども家庭センターとして運営していく上で設置することが要件となります。

これまでのそれぞれの担当課における専門分野の支援を行ってきたことを引き継ぎながら、センター長の指揮、指令の下、統括支援員を中心として、両機能を一体的な組織として運営し、情報共有の不十分とされていた部分や、伝達に時間を要していた部分の課題を解消していきます。

資料1に戻っていただきます。

4番の事業概要になりますが、こども家庭センターを行う業務は、これまでの両機能が実施してきた子ども家庭支援全般に関わる業務、支援の必要のある妊産婦や子供などのいる家庭の支援業務と併せて、新たな地域資源の開拓や一貫性のある支援計画などの見直し、地域子育て相談機関の整備などにも取り組んでまいります。

今後の対応といたしまして、3月議会に美里町母子健康包括支援センター条例の廃止と、新年度予算案の上程を行い、その後美里町こども家庭センター設置要綱の制定と、美里町子ども家庭総合支援拠点設置要綱の廃止を行います。

そうした後、令和7年4月から美里町こども家庭センターの運営を開始いたします。

失礼いたしました。5の今後の対応の1行目になります令和7年3月議会の「美里町母子保健包括支援センター条例」と表記されておりますが、正しくは、美里町母子健康包括支援センター条例となります。保健のところが健康でございました。失礼いたしました。訂正をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。健康ということで訂正をお願いします。

○子ども家庭課家庭支援係長（千代窪 司君） こども家庭センター運営事業の説明については以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたが、皆さんのほうから意見、質疑等あればお願いいたします。

ありませんか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 目的からして一体化することによって、子供ですか、母子、生まれたときから子育てまでを充実するという目的の下で、こういう形にするということなんですけれども、このセンターそのものは課としての設置はないと思うんですが、兼務という形で示されていますので、これで子ども家庭課の業務が負担増になるとかはならないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 千代窪係長。

○子ども家庭課家庭支援係長（千代窪 司君） 御質問にお答えします。

こども家庭センターのセンター長につきましては、子ども家庭課課長が兼務を想定しております。

こちらにつきましては、児童福祉部門の担当課であります子ども家庭課の課長の設置を想定しておりますので、その下に統括支援員等置いてありますけれども、こちら子ども家庭課のほうに配置することによりまして、センター長との連携をスムーズに行いながら、母子保健機能と連携をスムーズに行えるように、常に連絡を取りやすいような状況で配置させていただくことを想定しております。

業務の超過としては、現在行っている業務を移行するという形ですので、業務過多になるというところではなく、より統括支援員と調整しながら分担してというところで、はい。

○議長（鈴木宏通君） 恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） それで、今子ども家庭課はこちらの中央コミュニティセンターの下の部分ですね。それから、健康福祉課が向こうのほうということで距離的にちょっと離れていますけれども、統括支援員、この方は子ども家庭課のほうに実際机を並べるような形になるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 今そのとおり説明あったと思うんです。（「そうですか、失礼しました」の声あり）では、そのほかにもしあれば。よろしいですか。恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 最後に距離的なものでね、今はパソコンとかあれですので、仕事逆にやりづらくなるとか、その辺何も問題ないというふうに理解していいんですね。

○議長（鈴木宏通君） 子ども支援課長。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） ただいまの御質問にお答えします。

今の業務もそうなんです、やはりそれぞれの組織で今まではやってきたというところがあって、今までも連携してはやっているものの、必要な情報がなかなか得られないという状況がございました。

というのは、今回このようなこども家庭センターということで設置することに伴いまして、母子保健部門、児童福祉部門それぞれやってきておりますが、こちらのほう情報をずっと全てを開示するというような形で、連携を密にしながらやっていきたいというところがございまして、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） まず最初に、センターですよね。どこにどのような形で設置するのか分からないんですけれども。

○議長（鈴木宏通君） 齊藤子ども支援課長。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） こども家庭センターです。こちらのこども家庭センターにつきましては、そもそも場所に設置をするということではなくて、機能としての設置というような形でちょっと今調整をしているところでございます。

やはり、理想を申し上げれば1か所に集まって全てをやるというのが実際の理想なんですが、場所等の部分もございまして、それぞれ今ある部分でやっていこうというような形で今進めているところでおられます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 場所は1か所に集約しなきゃ駄目だよ、いずれね。取りあえずの形で進めるのはいいんだけど、今のところに枠組みだけ変えますと言ったって何も変わってこないんで、その辺しっかりしていついていただきたいのと、それとともに今まで子ども家庭総合支援拠点室については、OBの方をお願いして、再雇用の方をお願いしてやってもらっているという部分があるじゃないですか。

だから、そういう部分を含めて、きちっとした責任を持てる正規雇用の職員が張りつけされるように、今みたいに正規職員がいなくてとかといろんなところできてきていますから、そういうのなく、きちっとしてセンターとして機能するようにきちっとした体制で運営していただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） ただいま御意見いただいたとおりだと思います。

まず、場所につきましては、現在小牛田小学校区の放課後児童クラブを来年度建設しますが、それが建設されますと、さるびあ館の2階がある程度放課後児童クラブが移りますので、スペースができる、そのスペースを使いながら、集約化を図っていきなというふうに今後は将来的には考えているところでございます。

あと、それから２点目の職員の配置体制でございますが、御指摘いただいたとおり、しっかりと正規職員を配置したい、そのような思いで体制を組んでいるところでございますが、なかなか職員の体制が厳しいところがございますので、取りあえずは全力を尽くして、そのような体制に向けてつくっていきたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○５番（柳田政喜君） ぜひ正規雇用をそうしていただきたいんですけれども、取りあえずさるびあ館のほうに移すとなると、メインは子ども家庭課長が兼務ということですから、子ども家庭課も移動することになってくると思うんですけれども、その辺はどう考えているんですか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それも含めて、今後検討していきたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。山岸議員。

○４番（山岸三男君） 機能の充実化というかね、機能的には今までと変わらないということなんでしょうけれども、ただ利用する方、妊婦の方とか子育てされている方々に、こういう内容で戸惑いが起こさないような対応は、大丈夫なんですか。

○議長（鈴木宏通君） 千代窪係長。

○子ども家庭課家庭支援係長（千代窪 司君） 答えいたします。

現状のさるびあ館のほうの母子保健機能、それから中央コミュニティセンターにあります子ども家庭課の児童福祉部門なんですけれども、現状１室なんですけれども、それぞれ案内表記でありましたりとか、各家庭、住民の方に、どちらでどういうサービスを受けられるかというようなリーフレットの配布をもって周知していきたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、以上ということで進めたいと思います。５）美里町こども家庭センター運営事業については以上とさせていただきます。

では、説明員交代をお願いします。

では、早速移りたいと思います。

６）地域型保育給付費における栄養管理加算の認定の誤りについてに移ります。

では、総務課長、説明員紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介させていただきます。

引き続き、子ども家庭課課長の齊藤 眞でございます。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 齊藤です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく子ども家庭課子育て支援係長の伊藤智昭でございます。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をお願いいたします。齊藤課長。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 改めまして子ども家庭課長の齊藤です。よろしくお願いいたします。

こちらのほう町長より御説明ございましたが、本日全員協議会で御説明いたしますのは、地域型保育給付費における加算認定の誤りについてでございます。

本来であれば、事前に資料をお配りして内容を見ていただきましてのところではございましたが、資料の作成が間に合わず、直前の配付になってしまったことを大変深くおわび申し上げます。

町では町内の小規模保育施設 5 施設に対し、地域型保育給付費を支給してまいりましたが、そのうち 1 施設こすずめ園の栄養管理加算の認定につきまして、令和 2 年度から誤りがあることが判明いたしました。

その内容につきまして、委員の皆様にご説明させていただきます。

それでは、資料の内容説明につきましては、子ども家庭課子育て支援係長の伊藤からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） それでは、皆様にお配りさせていただいております地域型保育給付費における加算認定の誤りについて御説明をさせていただきます。

概要につきましては、先ほど齊藤課長からお話しさせていただいたとおりになります。保育施設に給付している地域型保育給付につきまして、栄養管理加算の認定を誤り、令和 2 年度から過少に給付していたことが判明いたしました。

対象法人施設につきましては、有限会社ポプラが運営しております小規模保育事業施設こすずめ園になります。

続きまして、誤りの内容としましては、こすずめ園では令和 2 年 4 月以降、同法人が経営する介護施設の栄養士が栄養士業務に従事しておりました。

関係法人、同法人ではありませんが、介護施設とは別の施設でございますので、外部の施設であると判断し、外部施設職員の嘱託と判断して、嘱託の区分で認定をしておりました。

認定につきましては、下の栄養管理加算についてという部分になります。

保育施設の運営費であります地域型保育施設のうち、栄養管理加算ですね、加算の 1 メニュー

一であります栄養管理加算には、施設が栄養士を配置、兼務または嘱託のいずれかによって、給食の献立の作成や食育指導等を行う場合に適用される加算でございます。

雇用形態としまして、配置、兼務、嘱託ということで3区分に分けられまして、加算額についてはこちらの表記のとおりでございます。

要件としまして、配置は兼務以外の方で、栄養士を雇用契約等により配置している場合、兼務につきましては、同施設内、この場合ですとこすずめ園の職員の中で基準上必要な職員、保育士ですとか、調理員、またはほかの加算の認定に充てられている職員が栄養士を兼務している場合に適用になるものでございます。配置、兼務以外の契約ですとか、外部委託によって栄養士の助言を受けている場合については、一番下の嘱託となっております。

この中で、外部の職員への委託、嘱託と判断しまして、嘱託の区分で加算認定をしておりましたが、しかし、改めて確認したところ、加算認定の要件については、法人本部で雇用する栄養士が各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、配置となるとされていることから、本来配置の区分で認定すべきものでございました。

裏面を御覧ください。

この誤りについてでございます。令和2年度から令和5年度までの栄養管理加算の認定区分変更による差額につきましては、別紙のとおりとなっております。

別紙を御覧ください。

こちらは、栄養管理加算の認定区分変更による差額、こちら令和2年、3年、4年、5年と記載してございます。

令和2年度が97万7,670円、令和3年度が96万9,390円、令和4年度が93万3,890円、令和5年度が95万4,640円。こちらの差額の合計としますと383万5,590円、こちらが過少に給付、こちらを給付していなかったという形になります。

地域型保育給付につきましては、国、県の負担金が交付されておりますが、過去5年度分まで遡って実績の訂正が可能です。訂正後、不足額が追加交付されることになります。

令和6年度分の差額につきましては、令和7年2月の精算により給付いたします。

令和2年度分から令和5年度分の差額については、美里町議会3月会議に補正予算案として上程し、議決いただいた後に速やかに施設へ給付する予定でございます。

今後の対応といたしましては、令和7年3月上旬に美里町議会3月会議で補正予算を上程させていただきます。

令和7年3月下旬に施設からの請求により差額分を給付する予定でございます。

給付の後、令和7年11月から12月にかけて、国からの通知に基づき、過去5年分の実績報告を訂正いたします。それを受けまして令和8年2月から3月に実績報告の訂正に伴い、国、県負担金の不足分が交付される予定でございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明いただきました。皆様から質疑、では、伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 1点お伺いいたします。

先ほど最初の説明で資料が直前となってしまったために、入らなかったということだったんですけれども、当初から全協の意見を求める事項にも入っていなかったところもあり、判明したところを書いてありません。いつ判明したのかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） こちらの流れといたしましては、11月に同法人の別施設ですね、ハミング保育園という施設の栄養士が退職になるということで、こちらの栄養管理加算の動きについて問合せがございました。

この際は、こすずめ園のというわけではなくて、ハミング保育園の栄養士になる者ということでございました。それに基づいて、栄養管理加算の要件ですとか、詳細を改めて確認したところ、12月に改めて調べたところ、令和2年度に要件が改正されていたことに気づきました。

続きまして、1月に改めて栄養管理加算の金額を遡って再計算をし、なおそちらが確実に誤りがないか、国、県へ確認の連絡を取っております。県から5年間遡って修正できると回答を得ております。

そして、再度詳細な金額について計算をし、2月に計算を終了しまして現在に至っております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） すみません、単純に判明したのはいつか、それが出たのがいつかだけでいいです。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 判明したのは12月になります。

○議長（鈴木宏通君） 質疑はオーケー。12月でオーケー、何かあるの、説明と違う。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 大変申し訳ございません。11月に発生をいたしまして、それを調査をいたしまして、こちらのほうが完全に固まったのが2月になります。

2月になりましてから、町長、副町長に御説明申し上げて、現在に至るといような形になります。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかに質疑。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 間違いだからしょうがないんだけどね、これ専門の方々が今までずっとこういうふうなことをやってきているはずなんだけどね。こいつ間違えましたって簡単に済ませられる問題でないんだけどね。

その辺が全然気がつかなかったですか、今まで。11月に気がついて、5年分まで遡ってこういうふうになるということは、ちょっとこれは少し問題ですよ、本当にね。その辺はどうなんですか、今まで全然気がつかなかった、こういうのは。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 令和2年の4月に制度が改正されまして、その後、Q&Aのほうで詳細の説明されていたところではありますが、そちらについて確認が漏れていたところがございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 結果がこうなったからしょうがないんだけど、やっぱり大事な職務を役場の職員の方々がやっているわけだから、その辺は間違っただけで済ませられないんで、以後気をつけていただきたいということで終わります。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。山岸議員、マイクお願いします。

○4番（山岸三男君） 2点お尋ねします。

まず、5年度、令和5年度まで遡って、（「2年」の声あり）令和5年度までね、（「2年度まで」の声あり）2年度、5年間ね。令和6年度はどうなるのかということを1つと、それからもう1点は、一応追加給付出るんですけども、これは配置と嘱託で給料の部分に入るものなのかどうか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 山岸さん、最初の1点目のやつは、2ページの何行目だ、令和6年度分の差額についてはというところで先ほど説明ありましたので、御理解いただきたいと思います。

2点目について、伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 御説明させていただきます。

こちらに加算額、追加訂正の部分につきましては、栄養士の配置ですとか、嘱託する経費に

対して使うものとはされておりますけれども、こちらが給付されなかったために、栄養士に対して少ない額が、少ない賃金が支払われていたというわけではないと確認しております。

○議長（鈴木宏通君） そのこの区分を聞いていたので、その区分について、報酬か給与か。伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 大変申し訳ございませんでした。

支払い区分につきましては、通常の地域型保育給付費と同様に、負担金としてお支払いする予定でございます。（「了解」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、以上とさせていただきます、6）地域型保育給付費における栄養管理加算の認定の誤りについてを以上とします。

では、このまま継続してしますがよろしいですか、もう1点です。

では、説明員の交代をお願いいたします。では、説明員の方そろいましたか。

7）美里町空家等対策計画の（案）についてを議題といたします。

それでは、説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介させていただきます。

町民生活課課長の遠藤孝光でございます。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく町民生活課課長補佐兼生活環境係長の佐々木 康でございます。

○町民生活課課長補佐兼生活環境係長（佐々木 康君） よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、早速説明のほどをお願いいたします。遠藤町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お時間のほういただきまして、ありがとうございます。

町民生活課から本日御説明申し上げますのは、美里町空家等対策計画についてでございます。

本計画につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づくものであります。

計画の施行は、令和7年3月を予定しておるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

資料につきましては、1枚物の美里町空家等対策計画（案）についてを御覧いただきたいと思います。

私から御説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

1 番の概要からでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所有者及び地方公共団体の責務が強化されました。

町といたしましては、美里町空家等対策計画を策定することとし、空き家等の活用を図る一方、適切な管理を促す措置を講じ、総合的に対策を進めてまいります。

なお、現在パブリックコメントを2月18日まで意見を募集しているところであります。

次に、2 番、空き家等の現状でございます。

令和6年度において、空き家の実態を把握し、適正管理及び有効活用を図るため、調査を実施いたしました。

期間につきましては令和6年8月9日から12月20日まで、対象物は居住その他の使用がされていない建築物、これには付随の工作物、それから敷地を含むものであります。対象地区は町内全域でございます。

調査結果といたしまして、空き家等件数は612件となりました。

ちょっと御説明申し上げますが、これまでも行政区長に依頼し調査を行っていたところでございます。こちらの令和6年度の調査につきましては、建物の老朽化や危険度も含めた現地調査を行っております。

この調査結果を基に現在データベースの構築を行っており、年度内完成となる見込みでございます。

次に、3 番、計画の基本方針と今後の取組でございます。

最初（1）からでございます。空家等適正管理の促進、空家等台帳を随時更新し、適正管理いたします。また、所有者への啓発、情報提供、助言、指導を行い、適切な管理を促します。

（2）空き家等利活用の推進、移住者等の住宅ストックとして活用できるよう空き家バンクへの登録を推進いたします。

（3）特定空家等への対応、特定空家等は、環境衛生面等において、住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、法に基づき指導、勧告等の措置を行います。

（4）国庫補助事業の活用、空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業を活用し、空き家等の除去または利活用等に係る取組を推進いたします。

最後（5）推進体制の整備、空家等対策協議会及び空家等対策庁内会議の設置を検討していく予定でございます。

なお、3 番の（1）空き家等の随時更新がございしますが、こちらにつきましては今回令和6年度でデータベースを整備したものを基礎といたしまして、引き続き行政区長等からの情報提

供に随時データベースの追加削除を行っていく予定でございます。

次に、（４）について補足説明させていただきますが、こちら事業が２つ記載してございますが、こちらにつきましては、いずれも本計画が策定されていることが補助金交付の要件となっております。

なお、令和７年度につきましては、令和６年度に現地調査を行った空き家等の所有者に対して、管理実態意向のアンケート調査を今後実施する予定としているところでございます。

以上、美里町空き家等対策計画（案）について御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君）　ありがとうございました。

では、皆様から質疑、意見等を伺いたいと思います。赤坂議員。

○１番（赤坂芳則君）　２番目の（４）の調査結果、空き家の件数が612件というふうに書いてあるんだけど、これね、多分記憶にあるかと思いますが、12月議会で私この件を質問したときに、町内の件数は215件でありますというのが町民生活課長からの答弁なんです、どれが正しいんですかね。

○議長（鈴木宏通君）　佐々木課長補佐。

○町民生活課課長補佐兼生活環境係長（佐々木　康君）　私のほうからお答えいたします。

12月議会でお答えいたしましたのは、まだ調査結果がまだ出ていない段階での、町で把握している215件ということでお答えさせていただきました。

今回、新たに調査結果が業者さんのほうから上がってきましたので、その結果、町内には612件の空き家が存在していることでございます。

○議長（鈴木宏通君）　赤坂議員。

○１番（赤坂芳則君）　だから議会で答弁したのは215件だけれども、最終ですということで612ということが、これは確定の数字なんですか。12月末の。

○議長（鈴木宏通君）　佐々木課長補佐。

○町民生活課課長補佐兼生活環境係長（佐々木　康君）　12月20日以降の数字が612件ということでございます。

○議長（鈴木宏通君）　赤坂議員。

○１番（赤坂芳則君）　それでね、だから前回の議会でもいろいろ再質問をさせてもらったんですが、これは実際はこの空き家こんなに増えているということになりますと、やっぱりこれは大問題になると思うんですよ、町としてもね。

それで、ここの推進体制のところ、これ具体的にはどういう方々でこういう会議、協議会設置するのか、その辺の中身をちょっと教えてください。（５）推進体制の整備ということで。

○議長（鈴木宏通君） 協議会と庁内会議について。佐々木課長補佐。

○町民生活課課長補佐兼生活環境係長（佐々木 康君） それでは、お答えさせていただきます。

協議会の組織、こちらにつきましては、メンバー的には美里町長、それと宮城県の司法書士の古川支局の方、あと不動産関係といたしましては、宮城県の宅建協会の仙北支部と、建築業界の方からは宮城県の建築士会大崎支部、衛生関係のほうからは公衆衛生組合連合会、あと防犯のほうから宮城県防犯協会、あと福祉のほうからは社会福祉協議会の方、あと住民代表として行政区長さんと予定してございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。鈴木恵悦議員。

○９番（鈴木恵悦君） この冒頭に、空家等対策計画（案）ということになるんですけども、これはA４、１ページということになるのでしょうか。それとも新たなこの冊子等を作っての計画を、計画書を作るということなのかお聞きします。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） こちらの計画につきましては、16ページ構成になっておりまして、本日お示ししておりますのは、概要にまとめたものでございます。

現在パブリックコメントにかけておるのは、16ページ構成のものとなっております。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○９番（鈴木恵悦君） この空き家については全国的な問題で、国においてもその対策、法整備等、間もなく、私も具体的にいつだというのは分からないんですけども、やっとな腰を上げている今あれなんですよ。多分それと整合を取る形でこの計画書も作られると理解して、その時点で改定するなり、そういうことで理解してよろしいですよ。

○議長（鈴木宏通君） 佐々木課長補佐。

○町民生活課課長補佐兼生活環境係長（佐々木 康君） 空き家の特措法の特別措置法のほうが、令和５年12月、こちらのほうに改正されております。それに伴いまして、町といたしましても、計画のほうを立てさせていただくということでございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。恵悦議員。

○９番（鈴木恵悦君） 上位法と整合を取って、その都度変えるところは変えていくという形で、よくなると思うんですが、１点、この計画の基本方針の（３）の特定空家についてなんです

けれども、これはいわゆるごみ屋敷とか倒壊寸前のそういったもうかなりひどい状態の空き家のことを指すと思うんですが、その以前の雑草とか、小動物とかの状態になっている空き家についての記述がちょっとないように思えたんですが、その辺で結構何ていうんでしょうね、不衛生だという苦情なんかよく聞くもんですから、それについての基本方針はどこを読み取ればいいのか、ちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 佐々木課長補佐。

○町民生活課課長補佐兼生活環境係長（佐々木 康君） 特定空家になる前の段階の、管理不全空家につきましても、特定空家と同様に所有者への指導勧告等を行いながら適正管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） この文言で、どこでそれを読み取ればよろしいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 計画の位置づけといたしましては、3の（1）所有者への啓発、情報提供、助言、指導の部分にこういった管理不全空家等も含めておるものでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） ちょっと拡大解釈のように思えたんですが、了解しました。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかに。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） まず最初に基本的なことを聞きますけれども、町民生活課の所管の部分というのは空き家の管理指導であって、利活用に関してはまちづくり推進課のほうなんじゃないですか。その辺の課の連携はどのように取っていくのか、さっきから全然この協議会の中でもまちづくり推進課の名前出てきていないんで、その辺どのように考えているのか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 空家等対策計画につきましては、空き家の活用の前の段階のその管理の仕方、そこについてを中心にまとめていきたいという考えでございます。

それで、先ほど来説明がちょっと足りない部分がありますので、この際補足させていただきますけれども、取りあえずまず1番、概要のところの1行目にあります特別措置法が改正されてすぐに町としても対応すべきでございましたが、少し遅れてしまいましたことをおわび申し上げます。

それで、これから空き家をしっかりと管理していくために、この計画は絶対必要であるということで急いでまいりましたが、今回実は令和7年度に2つの中学校の解体が入ります。その

解体が先ほど課長が話しました3の（4）のところの補助事業を活用するという関係で、令和6年度中に何とか策定したいということで、現在の法規制の中でまず改定をすると、策定をさせていただきます。

そして、先ほど鈴木議員からお話がありました今後上位法が変われば、その都度それに合わせて改定を変更していきたいという考えでございます。

最初に戻りますと、今回の空家対策計画につきましては、活用も含めて検討はしてまいりますが、その前の段階の空き家が特に特定空家等に持っていけないまでの対策として、それを中心に策定していきたいというふうに考えているところです。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 常任委員会でも、常にこれお願いしていたことですから、それは大変うれしいことなんですけれども、この文章を見ると、空き家バンクへの登録を推進しますとか、空き家等の除去、または利活用に関わる取組を推進しますと書いてあるんですよ。

それで、その後の協議会でまちづくり推進課の話が全然出てこない。うちのほうでは常任委員会で所管違うんですよ。そこの連携が全然話出てこないで、その前の部分だけですよと言ったって、文章には書いてあるから、その辺をしっかりと把握した上で連携取った上でやってもらわないと困ると思うんで言ったまでです。どのように考えていますでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 今お話しいただきましたとおり、連携を取らせていただきますが、その形といたしましては、3番の（5）に協議会の後に庁内会議の設置をする予定にしております。

こちらの中には、町民生活課、まちづくり推進課、建設課、防災管財課、税務課、長寿支援課、産業振興課、事業所こういった形で、（「庁内会議だよ」の声あり）検討しておりますので、説明のほう足りなくて申し訳ございませんでした。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。では、副町長。

○副町長（須田政好君） 先ほどの赤坂議員から御質問ありました12月の議会では215件と言いながら、今回612件になったと、もう3倍ぐらいになっているわけです。短期間でなっているわけですが、これにつきましては215件は各区長さんのほうに、それぞれの地区に空き家はございませんかとそれをお聞きして、寄せられた情報の集計が215件だったという状況でございます。

それで、今回は委託している業者の方々が、各地域を1軒1軒回って確認して、そしてしっ

かりとしたデータとして集めた数字が612件あったというところです。（「区長は区長で……」の声あり）はい、そうです。（「了解」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） では、今の説明ということで了解をしていただきたいと思います。

それでは、以上で7）美里町空家等対策計画（案）についての説明を以上とさせていただきます。

以上ということで終了します。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、執行部の皆さん、説明員の方々、ありがとうございました。

すみません、今の間にちょっと説明資料等というか、資料をお配りします。配るだけだよ、説明は。

広域の事業で、その他だから資料として皆さんに提供するだけです。広域の新斎場整備の進捗について、あとは、最終処分場の整備の事業計画の進捗についての大崎広域での議員全員協議会で配られた資料を皆さんに資料として提供をさせていただきます。

今配っておりますが、その2点について、皆さんにお配りさせていただいたことと、あと新聞でも出ましたが、消防指令の今後栗原地域との指令を今度一緒にしていくということが新聞報道でもされました。それについては、今後令和12年度について一緒になるようです。

あともう1点は、令和8年度から大崎パレットのほうの使用料を改定をするという案内を私たち受けましたので、その旨を皆様にお伝え申し上げる次第でございます。

私のほうからは以上です。

あしたのことは終わってから言います。すみません。

以上をもちまして全員協議会を、以上で終了いたしますが、事務局からは。

○議会事務局長（伊藤博人君） 事務局からは特にございません。

○議長（鈴木宏通君） では、以上ということで全員協議会を閉めたいと思います。副議長。

○副議長（村松秀雄君） 長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

では、よろしくお願いを申し上げて、閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時46分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月12日

美里町議会議長